

議案第51号

鳥取県保健所条例の一部改正について

次のとおり鳥取県保健所条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年2月24日

鳥取県知事 片山善博

鳥取県保健所条例の一部を改正する条例

鳥取県保健所条例（平成12年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条を削る。

改 正 後	改 正 前						
	<p>(支所)</p> <p><u>第3条 地域保健法第12条の規定に基づき、鳥取県鳥取保健所に郡家支所を設置する。</u></p> <p>2 <u>郡家支所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1"><thead><tr><th>名 称</th><th>位 置</th><th>所管区域</th></tr></thead><tbody><tr><td>鳥取県鳥取保健所郡家支所</td><td>八頭郡八頭町</td><td>八頭郡</td></tr></tbody></table>	名 称	位 置	所管区域	鳥取県鳥取保健所郡家支所	八頭郡八頭町	八頭郡
名 称	位 置	所管区域					
鳥取県鳥取保健所郡家支所	八頭郡八頭町	八頭郡					
(使用料等の徴収)	(使用料等の徴収)						
<u>第3条 略</u>	<u>第4条 略</u>						
(使用料等の減免)	(使用料等の減免)						
<u>第4条 略</u>	<u>第5条 略</u>						

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。